

○上田地域広域連合有料広告掲載要綱

令和7年4月1日告示第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、上田地域広域連合（以下「広域連合」という。）が発行する印刷物等の有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載できる媒体（以下「広告媒体」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 上田地域広域連合広報紙 うえだ広域
- (2) その他上田地域広域連合長（以下「広域連合長」という。）が広告掲載を認めるもの

(広告の範囲等)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、広告掲載をしないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 意見広告
- (5) 名刺広告
- (6) 求人広告
- (7) 社会的問題についての主義・主張
- (8) 人権を侵害するもの、又はそのおそれのあるもの
- (9) 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (10) 青少年の健全育成を阻害するもの、又はそのおそれのあるもの
- (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (12) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するもの
- (13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の規定に該当する営業に係るもの、又はこれに類似するもの
- (14) 広域連合の公共性、中立性、又は品位を損なうおそれのあるもの

- (15) 前各号のほか、国、長野県、広域連合等が制定した関連諸法規等に違反するもの、又はそのおそれのあるもの
- (16) 国、長野県、広域連合を構成する関係市町村から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告主の広告
- (17) その他広告媒体への掲載が適当でないと広域連合長が認めるもの

(広告主の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、広告主となることができないものとする。

- (1) 住所（所在地）の市区町村税に未納のある者
- (2) 風俗営業等を行う者
- (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定がなされ、再生手続終結の決定がなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定がなされ、更生手続終結の決定がなされていない者
- (5) 行政機関からの行政指導を受け、又は行政指導に対する改善がなされていない者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をすることが適当でないと広域連合長が認める者

(広告主の責務)

第5条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(上田地域広域連合広告審査委員会)

第6条 広告掲載を審査するため、上田地域広域連合広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、「物品購入等指名業者選定委員会及び建設工事等業者選定委員会上田地域広域連合部会」の構成員をもって組織し、委員長は事務局長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 6 委員長は関係者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 7 委員会は、必要に応じ、委員会の議事を回議により審査することができる。
- 8 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。